

令和5年5月2日

長野県白馬高等学校
保護者および生徒の皆様

長野県白馬高等学校長 関 正浩

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策に関して

緑風の候 皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、学校における対応については、県及び国の指針をふまえて、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点につきましては、担当（教頭）までご連絡をお願いします。

記

1 健康観察

- (1) オクレンジャーを活用した健康チェックは5月2日をもって終了とします。以降は、各自で体調に異常がないことを確認した上で登校してください。HRで体調の確認を行います。
- (2) 本人に体調不良がある場合は、無理をせず、自宅で療養し、必要に応じて受診してください。
- (3) 同居者に体調不良等がある場合でも、生徒本人の体調に異常がなければ登校して差し支えありません。

2 学校生活

- (1) 学校としてマスクの着用は求めません。ただし、咳・くしゃみをする際には、ハンカチや袖を使って口・鼻をおさえ、他の人に飛沫が飛ばないように咳エチケットをお願いします。
- (2) 感染症が流行している場合などには対人距離の確保、大声での発声の自粛などをお願いすることがあります。

3 感染判明時の対応

- (1) 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで（無症状の場合は、検体採取の日から5日を経過するまで）出席停止となります。
- (2) 登校再開にあたっては、登校初日の朝、担任へ「出席停止期間終了報告書」の提出をお願いします。報告書の様式は、本校ホームページからダウンロードできます。記入は保護者が行うもので、医療機関等の証明は必要ありません。

4 その他

- (1) 次の理由による欠席は、出席停止扱いとはなりません。
 - (ア) 感染者との濃厚接触があった
 - (イ) 感染症の罹患が確認されない間の体調不良
 - (ウ) 同居人に体調不良がある
- (2) 本人が基礎疾患を持つ場合、同居家族に高齢者や基礎疾患を持つ方がいる場合などで感染不安から登校しない場合は欠席とはしません。この場合は、保護者から担任にご相談ください。

長野県白馬高等学校
教頭 藤森 要（担当）
電話 0261-72-2034（代表）